

## 選挙制度改悪のうごきに反対する決議

自民党の過半数維持となった 1990 年 2 月の総選挙後になって、選挙制度改悪のうごきが急浮上してきている。

衆議院選挙への小選挙区・比例代表並立制導入や、政党法の制定をひきつづき検討するという内容がもりこまれた選挙制度審議会の答申が 4 月 26 日提出された。これをうけ、海部首相の「小選挙区制・政党法案をひきつづき検討し、1990 年秋の国会開設百周年をめどに実現する」不退転の決意が表明されている。

小選挙区制最大の問題点は大量の「死票」を生むことであり、国会に民意が正しく反映されないことである。その結果「自民党が 4 割台の得票で 8 割の議席をしめる」ことになる。また、小選挙区制は「地盤の灌養」のために多額の金を必要とする制度で、国民の批判が強い金権選挙体質を一層助長するものである。さらに、企業・団体の献金は自由に行うことが公認されている。また、政党法は憲法が保証する結社の自由をおびやかす内容をもっている。このような選挙制度改悪の最大の目的が、自民党政権を永久化することにあることは明白である。

いま必要な改革は、現行の中選挙区制度を厳正に運用し、1 票の格差をなくすことである。これは国会が自ら決めた決議事項であり、ただちに実行すべきである。そのうえで、広く国民の声を聞く立場で選挙制度の改善に取りくむべきである。今回の改悪は、中曽根内閣以降「行政」「税制」「教育」などのあらゆる分野でおこなわれてきた、「戦後政治の総決算」路線の総仕上げ的性格をもつものであり、きわめて危険なねらいをもつものである。

選挙制度審議会には、各新聞社・テレビ局などの一線幹部が参加している。その立場を最大限利用し、マスコミを動員しての「こうした選挙制度改革は当然であり、そうなるものだ」という報道もさかんにおこなわれている。我々は、「気が付いたときには遅かった」ということのないよう、今後とも注視していく必要がある。

ことは、議会制民主主義の根幹にかかわる問題である。民主主義を守る立場から、我々は今回の選挙制度改悪の動きに断固として反対する。今回の選挙制度審議会の答申撤回と、非民主的な人選による選挙制度審議会の解散を強く要求する。

我々は、この反対と要求の声を、職場や学園、地域にひろげていくことをここに決議するものである。

1990 年 5 月 4 日

地学団体研究会第 44 回総会